

高校生用啓発チラシ「はじめての1票(知事・県議会議員選挙)」

～選挙を通して地域について考え、そして投票しよう！～



平成30(2018)年から31(2019)年にかけて、宮崎県では、知事と県議会議員の選挙が実施されます。このチラシは、新しく有権者となる高校生を対象に、これらの選挙を分かりやすく解説したものです。

1 県の仕事と役割

- 日本では、市町村や都道府県によって、ゴミ処理や福祉、道路や河川の維持管理、防災などの住民に身近な行政サービスが提供されています。
 - 県は、市や町村を結ぶ県道の整備や、専門性の高い職員を配置した児童相談所や保健所などの設置、市町村への支援や助言など、市町村との役割分担の下で、幅広い業務を行っています。
 - 県の事務所として、宮崎市に本庁舎が、西臼杵郡高千穂町に西臼杵支庁が設置されています。このほかにも、県内各地に県税総務事務所、福祉こどもセンター、農林振興局、土木事務所などが、東京、大阪、福岡には県外事務所が設置されています。
- また、総合農業試験場、水産試験場、林業技術センターなどの試験研究を行う機関、農業大学校や産業技術専門校などの学校や施設、県立美術館、県立博物館、県立図書館などの教育や文化の施設など様々な機関・施設を設置しています。



2 知事の仕事と役割

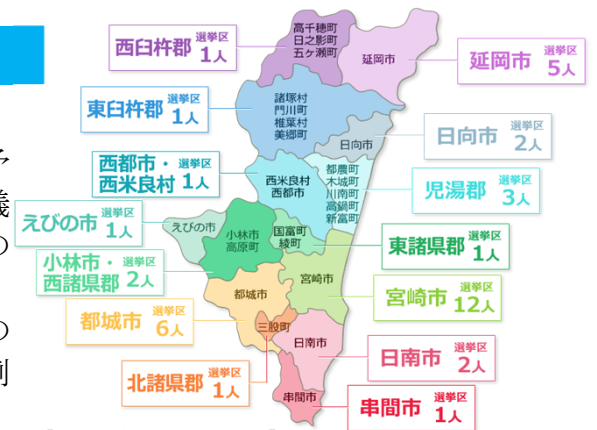
知事は、県政の舵取り役を担う重要な役職であり、県民の選挙によって選ばれ、任期は4年です。政治的中立性が求められる選挙、教育、警察などの分野を除き、農林水産業や商工業などの振興による働く場の確保、交通対策、文化の振興、医療や福祉の提供体制づくり、環境問題への対応、道路や河川の整備など県政の幅広い分野を担当しています。副知事をはじめ3,000人以上の職員を指揮して、県の課題解決に取り組めます。

法律に基づき、県の業務の執行、予算の調整、税の徴収、施設の管理などの重要な権限を持ち、県を代表する顔として、国や他の都道府県との連携・交流などでも重要な役割を果たしています。

3 県議会議員の仕事と役割

県議会は、県民の代表者である県議会議員が集まって、安心して暮らせる宮崎県をつくるために話し合い、条例や予算など県政の基本的な方針を決定する議決機関です。県議会議員は、定数が39名です。県内14の選挙区から県民の選挙によって選ばれ、任期は4年です。

知事から提案された県の政策や予算、条例などが県民のためになるか審査し、議決するほか、議員自らの発案で条例を制定するなど、政策の提案を積極的に行っています。



【県議会議員の選挙区・定数】

4 県政の話題を知る方法

県の予算や計画、議会の議事録、各種統計などは県ホームページ上で公表されています。また、県政の話題について、より分かりやすく知るには、次が参考となります。

(1) 県の広報や県政番組

- ・「県広報みやざき」「県議会の動き」(偶数月に発行)
- ・MRT宮崎放送「おしえて! みやざき」(毎週土曜日 午前11:00～11:15)
- ・UMKテレビ宮崎「みやざきゲンキTV」(毎週日曜日 午前9:35～9:50)

(2) 報道機関が作る新聞記事やニュース番組

全国紙の地域欄や地方紙、地元テレビ・ラジオ局が作る報道番組などでは、日常的に県政の話題が取り上げられています。報道各社の独自の取材に基づくニュースは、県政の課題を知る上で重要です。



【県広報みやざき・県議会の動き】

5 知事・県議会議員の選挙

○知事や県議会議員の選挙は、任期が満了する4年ごとに実施されますが、辞職や議会の解散があった場合は、任期満了前でも実施される場合があります。

本県の県議会議員の選挙は、国の法律により他の都道府県の知事・議会議員と同一日程で実施される「統一地方選挙」の対象となっています。

○知事や県議会議員の選挙権(投票する権利)を持つのは、選挙期日に満18歳以上(※1)となる日本国民で、引き続き3カ月以上県内の同一の市町村に住所(※2)がある方(その後、県内の他の市町村に転居した方を含む)です。禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの方や公職選挙法の選挙犯罪で選挙権が停止されている方などには、選挙権がありません。



○被選挙権(立候補できる権利)を持つのは、

①知事………満30歳以上の日本国民

②県議会議員…満25歳以上の日本国民であり、本県の県議会議員の選挙権を持っている方です。禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの方や公職選挙法の選挙犯罪で被選挙権が停止されている方などには、被選挙権がありません。

※1…10月5日が誕生日の場合、満18歳以上となるのは18年目の10月4日の午前0時からです。

※2…高校卒業後に進学・就職によって現在お住いの市町村を長期間離れる場合には、住民票を異動しましょう。

6 投票の方法

○市町村選挙管理委員会では、選挙権を持つ方を住民票などに基づき定期的に選挙人名簿(以下「名簿」という。)に登録しています。選挙で投票するためには、この名簿に登録されている必要があります。

○投票は、名簿登録されている市町村(※3)において、選挙期日(投票日)に、定められた投票所で行うことが原則です。事前に、市町村選挙管理委員会から投票所の場所などが記載された入場券が送付される場合がありますが、入場券をなくした場合でも投票することができます。

※3…別の市町村に転出した場合、転入届から3カ月を経過しないと転入先の市町村で名簿登録されません。転出前の市町村で名簿登録されている方は、転出後4カ月は記録が残るため、県内での転居に限り、転出前の市町村で知事・県議会議員の選挙に投票できます。

○選挙期日に投票できないような場合には、次のような方法でも投票できます。

種 類	主な対象者	投票の方法
期日前投票	仕事、旅行、レジャーなどで投票所にいけない方 (期日前投票の時に、満18歳以上となっていることなどが必要)	期日前投票所での投票 (告示日の翌日～選挙期日の前日)
不在者投票	・選挙人名簿登録地以外に滞在している方 ・一定の障がいのある方 ・病院・施設に入院・入所している方 ・一定の船舶の船員である方 ・選挙期日に選挙権を取得(満18歳以上となるなど)する方 ・特定国外派遣組織の一員として海外にいる方 などで投票所にいけない方	法律により定められた方法 (滞在地の選挙管理委員会や病院長等の管理する場所での投票、郵便等での投票など、それぞれにより方法が定められています。ご不明な点は、市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。)

※ 外国の在住者などが投票できる「在外投票」などは、国政選挙のみが対象であるため、知事・県議会議員の選挙では利用できません。

○どのような候補者が立候補しているのかを知るためには、公営のポスター掲示場や選挙公報が参考になります。

また、選挙期間中、街頭や公共施設などで演説会などが開催されていますので、直接、候補者の主張を聞くことができます。

7 その他

政治上の主義や施策の推進・支持・反対をしたり、特定の候補者を推薦・支持・反対したりする活動を全体として「政治活動」と言いますが、これらの政治活動のうち、選挙に向け特定の候補者への投票を依頼することを「選挙運動」といいます。

日本では、過去に選挙の際に買収が横行したことなどへの反省から、公職選挙法では、選挙運動を行える期間や、その方法などについて細かなルールが定められています。特に、満18歳未満の者の選挙運動は禁じられていますので、注意が必要です。